

幸田町地域公共交通計画策定事業概要

【目的】

幸田町では、持続的発展に向けた交通体系を確立するため、令和2年度7月に都市交通マスタープランを改定し、各種施策の実現に向けた取り組みを随時進めている。特に、幸田町における地域公共交通の主軸であるコミュニティバス（えこたんバス）は、利便性の低さから利用が低迷していたため、コミュニティバス（えこたんバス）の運行内容の早期見直しを含めた幸田町の持続的発展に向けた交通体系の確立が喫緊の課題である。

本事業は、都市交通を取り巻く環境や社会情勢の変化、地域の移動ニーズを踏まえたうえで、幸田町都市交通マスタープランを基に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく地域公共交通計画の策定を行うものである。

【実施方法】

業務委託（公募型プロポーザル方式）

【業務箇所】

愛知県幸田町

【事業内容】

1. 計画・準備

事業の趣旨に沿って、全体計画を検討し、業務計画書を作成する。

2. 現況整理

2. 1 幸田町の都市交通特性の整理

幸田町における人口特性や道路網、都市施設の立地状況、公共交通の運行状況・利用実態を既存資料等により整理する。

2. 2 上位・関連計画の整理

総合計画や都市計画マスタープラン等に表示される将来ビジョンや都市交通等に関する事項を整理する。

2. 3 現行の幸田町都市交通マスタープランの検証

現行の幸田町都市交通マスタープランで記載された取組に関する達成状況を検証する。

2. 4 都市交通を取り巻く社会情勢の整理

自動運転やMaaS等の新技術や、新型コロナウイルスの蔓延による影響等、公共交通分野に関連する社会情勢について整理する。

3. 都市交通施策に関するニーズ調査

アンケート調査を実施し、住民属性、移動実態、都市交通施策に関するニーズを把握・整理する。WEB アンケートを活用するものとし、1,000 サンプル程度の取得を想定する。

なお、アンケート調査票の設計にあたっては、幸田町地域公共交通計画案における主要施策の検討に必要な要素を組み込むものとする。

4. 幸田町地域公共交通計画案の作成

幸田町地域公共交通計画案は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通計画」に位置づけるものとする。

4. 1 計画の基本方針の検討

1～3までの検討結果を活用し、幸田町の都市交通に関する課題をとりまとめるとともに、計画の基本方針、幸田町の公共交通体系の将来像を検討する。

4. 2 主要施策の検討

4. 1で設定した基本方針を踏まえ、主要施策を検討する。

4. 3 評価指標の検討

4. 2で設定した主要施策の実施により期待される効果を把握するための評価指標を検討する。

4. 4 計画案の作成

4. 1～4. 3をとりまとめ、幸田町地域公共交通計画案を作成する。この素案については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に定める地域公共交通計画で定める事項に基づき作成を行う。

4. 5 パブリックコメントの実施支援

計画策定にあたり、広く町民から意見を求めるためパブリックコメント制度による町民意見を公募し、意見等に対する回答、結果について計画への反映を行う。

5. 成果品の作成

上記1～4の業務内容を取りまとめ、報告書等で成果品を作成する。

成果品は以下の内容とする。

報告書（A4・パイプファイル）：2部

電子データ（CDまたはDVD）：2部